

# PTA と 成 人 教 育 (I)

杉 村 房 彦

## PTA and Adult Education (I)

Fusahiko SUGIMURA

はじめに——問題の所在と研究課題

I. PTA活動のなかで成人教育活動はどのような意味と位置をあたえられているか

1 文部省が期待するPTA活動と成人教育活動

(1) 「手引」と「第一次参考規約」におけるPTA像

(2) 「第二次参考規約」によるPTA像の確定と成人教育活動の変容・縮小

2 単位PTAにおける成人教育活動のたてまえと実態

(1) 高唱される“成人教育活動の推進”——規約からみた教育・学習活動の位置

(2) “一割成人教育”にも参加できない父母会員——「会計報告」と「会務報告」からみた教育・学習活動の実態

① 「会計報告(支出の予算・決算)」では

② 「会務報告」では

(以上本号)

II. (PTAの構造は成人教育一般の独自性をみだすものになっているか否か、について)

III. (PTAにたいして客観的に期待されている役割および父母のPTA観と、成人教育活動について)

IV. (「PTAの成人教育」の再編成について)

## はじめに——問題の所在と研究課題

「PTAは成人教育の場である」といわれる。PTAの側だけがそういうのではない。成人教育(社会教育)の側もそういつている。<sup>1)</sup> だが、発足以来20年PTAが批判されるばあいは、いつも「成人教育の場」という側面(機能)以外の側面(機能)においてであった。いわくその組織構成が非民主的(たとえば「ボスと校長の会——BPA」といわれるような状況)・非任意的(子女の入学=“家庭”の入会)であるとか、後援会的性格が強く父母の税外負担を大きくしているとか、さらにここ数年とくに激しくなった現象だが「PTAは政府の日教組攻撃の手先ぎになっている」と一般にいわれている状況、等々である。だが、このことからただちにPTAは成人教育活動の側面ではそれほど重大な失敗やアヤマチを犯さなかったのだ、ということとはできない。批判のマトとなるほどかっぱつな活動をこの分野ではしなかったのだ、ともいえるからである。じっさい、もし「成人教育の場」としての機能がじゅうぶんに働いていたならば、さきにのべたようなPTAの現実が生じなかったか、あるいは少なくとも過渡期の部分的な欠陥にとどまることができたはずである。

もし以上の推測、つまり「成人教育の場」であるといわれながら20年もの長いあいだその機能

——効果ではない——をほとんど発揮しなかったことが真実だとするならば、われわれが「PTAはそもそも発足当初から成人教育を行ないえないような構造になっていたのではないか？」という疑問をいただいても不思議ではない。いわば本来の趣旨からはずれた不正常的な状態が、これほどの長年月続くとは常識では考えられないからである。もし（という仮定が続くが）この疑問が真相をいいていてとするならば、構造に手をふれずに成人教育活動をかっぱつにしようと努力することは、“木に水をもとめる”にひとしい。まず構造をこそつくりかえるべきである。

だが、ここでもうひとつ考えねばならないことがある。それは成人教育というコトバがPTAではいったいなにを意味するのか、ということである。成人教育とは一般に控除的・消極的な法概念である社会教育を、教育対象（＝学習主体）のちがいによって区分した領域のひとつであるから、<sup>2)</sup>その解釈・運用はきわめて融通性にとんでいる。したがって「PTAは成人教育の場である」というばあい、その成人教育の概念はPTAという現実生活の場面で、“PTAの成人教育”という概念に限定的・積極的に理解されねばならない。この前提を欠けば、“木に水をもとめる”という努力さえ成立しないことになる。まさにこの前提的問題が、発足当初に明らかにされていたのか、またこれまで実践のなかで明らかにされてきたのか、ということが検討されねばならない。

さて、以上のべたことを研究作業のテーマにおきかえてみると、「PTAの成人教育とはどのようなものか」、「現在のPTAの構造は、そのような成人教育活動にふさわしいものとなっているのか、否か」ということになるだろう。前者についてはさらに二つのアプローチが考えられる。ひとつは、公教育とのかかわりでPTAに客観的に期待されている成人教育とは、どのような内容と構造をもつべきなのか、というアプローチであり、もうひとつはPTAの会員である父母と教師が、PTAに現実的に期待しているものを学習要求としてとらえなおし、その学習要求が上にのべた「客観的に期待されている成人教育」とどのようにきり結んでいるのか、いないのか、を明らかにするアプローチである。後者については、PTAの構造の一般的な状況を知ることでもじゅうぶんであろう。以上三つのアプローチの接点で、「成人教育の場」としてのPTAの可能性は具体的に明らかになるだろう。

#### <補 注>

- 1) 今日のPTAは「第一次訪日アメリカ教育使節団報告書」（1946・3・31）ではじめて構想されたのだが、それは同報告書の「第五章 成人教育」のなかで論じられている。このような位置づけはその後今日まで、文部省においても社会教育研究者の側においても、常識になっている。前者の例として昭和40年の教育白書「わが国の社会教育」をあげることができるが、同白書は「第1章第2節 成人教育 3 成人団体活動」のなかで、「成人をもって組織し、社会教育活動を行なうことを目的とする成人団体のうち、活動の顕著なものにPTA（父母と先生の会）がある。」とのべている。
- 2) 「この法律で『社会教育』とは、…学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動…をいう。」（社会教育法第二条、傍点は引用者）  
「成人教育は『成人に対して行われる組織的な教育活動である。』（文部省『社会教育10年の歩み』1958年 p. 73）

## I. PTA 活動のなかで成人教育活動はどのような意味と位置をあたえられているか

### 1 文部省が期待する PTA 活動と成人教育活動

#### (1) 「手引」と「第一次参考規約」における PTA 像

**PTA 像の混乱と整理** PTA という横文字の略称がしめすように、PTA 運動は、アメリカのいわゆる「日本の民主化」政策を象徴する措置のひとつだった。「父母と教師の会」というより PTA というほうがわかりやすいほど日本人になじみのうすいものであり、いいかえれば既存の類似組織の止揚ではなくまったく新奇なものとして“上から”つくられていった組織だった。それだけに全国に簇生した PTA のすがたも、目的も運動もさまざまな状況を呈するのはやむをえないことだった。とはいえ、PTA の発足にかけられたアメリカおよび新しい日本政府の期待からすればこのような状況は早急に整理され、“本来の姿”にもどらねばならないものだった。すでに昭和 22 年 3 月、CIE と協力して都道府県知事むけの PTA 結成のための資料「父母と先生の会——教育民主化の手引——」（以下「手引」と略）を作成、送付していた文部省は、以上のような混乱を整理し“本来の姿”で振興しようと、翌年 10 月ふたたび CIE と協力して「父母と先生の会 (PTA) 第一次参考規約」（以下「第一次参考規約」と略）をつくり、11 月全国の単位 PTA<sup>1)</sup> に配布したのである。

**PTA 運動と「社会改良」との結合** アメリカおよび文部省が PTA に期待していたものは、端的に言って「PTA とはいったい何をする組織だろうか？」をあきらかにすることができないほど多方面にわたっていた。もちろん PTA の基本目標は「学校の児童や生徒の幸福の増進」におかれていた。<sup>2)</sup> だが同時に「手引」が、「子供の問題に関心をもつことは国や社会をよくしていくことに結びついてくるので、それは同時に社会改良運動への第一歩ともなり、また私達の生活の水準をあげてゆこうとする運動ともなるのである。」全国に PTA ができ、それらが結びついて「全国父母と先生の会協会が設立されるようになれば、『父母と先生の会』は……大きな力となって教育の振興に、更には社会改良運動に貢献できるであろう。民主主義の、新しい日本、美しく、楽しく、住みよい日本をつくりあげるための一助として、私達は『父母と先生の会』を作り、力強い活動をこれから始めようではないか。」<sup>3)</sup> と格調たかくよびかけていることから明らかなように、「児童や生徒の幸福の増進」をまずなによりも社会的なひろがりのなかでとらえ、そのための努力を、たとえば「教育に関する民論」をたかめ、「当局に請願したり」「関係方面と交渉」するなどの教育運動にまで発展することを、予定し期待していた。<sup>4)</sup> このような活動は、学校教育に成立の場をもつ組織である PTA だけの、独自の活動とはいえないものであろう。事実、昭和 23 年には、労働組合・政党・各種団体を網羅して全国都道府県および中央につくられた教育復興会議が、「無料でおいしい学校給食を」というスローガンから「人民の教育は人民の教育委員で」というスローガンにいたる広汎な教育要求をかかげて努力を開始しているからである。

前提としての民主主義学習の強調 ともあれPTAにたいして期待されていた活動や運動がこのようなものであれば、PTAの活動方針のなかで教育・学習活動に重みがかかってくるのは当然であろう。運動・活動の主体である会員の認識や意識のたかまりと、それを支える「民論」のたかまりは、以上のような運動・活動に不可欠の前提であり、それは教育・学習によってはじめて確かなものになるからである。「第一次参考規約」は第二条で、「本会は左の諸項を目的とする」として十項の目的をかかげているが、そのうちの三項が教育・学習に関するものにあてられていることに、そしてたとえば「三、新しい民主的教育に対する理解を深め、これを推進する」(傍点<sup>は</sup>引用者)という文章から明らかのように、学習をあくまで行動・実践の前提として位置づけていることに、以上のべたことは端的にしめされている。

行動・実践の前提としての教育・学習であり、しかも行動・実践が学校の“内外”にわたる広汎なものであるなら、教育・学習の内容や課題が「子どものしつけをどうすればよいか」といったたぐいのものから、さらにそれを超えてたとえば「新しい民主的教育に対する理解を深め」というように、教育を社会的いとなみ＝社会制度としてとらえたいうえで設定されるのは当然であろう。そしてそのような広汎な深い認識とそれにもとづいての行動・実践は、総じて一人びとりの父母(国民)の民主主義に関する認識の確立と、「民主主義日本をつくりあげ」る努力とによって支えられるものであろう。目的の第二項に「家庭生活及び社会生活の水準を高め、民主社会における市民の権利と義務とに関する理解を促すために、父母に対して成人教育を盛んにする」とかかげたのは、まさにそのためであろう。

だがここでたとえば第一次訪日アメリカ教育使節団報告書が、平和・民主日本の建設のために成人教育の必要を強調し、とくにPTA<sup>5)</sup>の強化にふれていることなどに注目すべきであろう。当時の至上の政治的課題は平和と民主主義の思想を、すみやかにすべての国民に普及し主体化(?)させることであった。<sup>6)</sup>その結果民主主義に関する認識確立のためのPTAの教育・学習は、“民主教育確立をめざす努力の前提だから”，というスジ道を背後におしやり、それ自体を自己目的化しているのではないかとおもわれるほど強調されたようである。「手引」が「同時に社会改良運動への第一歩ともなり」とか「更には社会改良運動に貢献できるであろう」(傍点<sup>い</sup>ずれ<sup>も</sup>引用者)などといったり、「第一次参考規約」の目的の条で民主主義に関する認識の確立が第二項に、民主教育に関する理解の深化がそのつぎの第三項に位置づけられていることなどは、そのことを感じさせる。<sup>7)</sup>

さて、「第一次参考規約」でみるかぎりPTAとは行動組織でありかつ教育・学習組織であるが、そこでいう「行動」や「教育・学習」がいったい具体的にはどのような範囲におよび、どのような構造をもつものであるかはほとんどさだかでない、いいかえれば実践化の段階でおそらく単位PTAの数だけ多様なものになるだろうとおもわれる——そのような組織だったといえるだろう。

## (2) 「第二次参考規約」によるPTA像の確定と成人教育活動の変容・縮小

“手なおし行政”によるPTA像の確定 PTAの目的や活動の、したがって成人教育活動の多様さ

＝不明確さは、しかしいわゆる“講和後のてなおし行政”によって整理され、成人教育活動の目的・内容・位置づけもそれなりに明確化された。「講和条約も締結されて、さきに作成された『父母と先生の会』参考規約をわが国の実情によりよく適応させるため、再検討すべきであるという声も各地のPTAに起りはじめた(ので)、文部省『父母と先生の会』分科審議会は、27年11月頃からの検討を始め、翌28年6月改正の第一案を発表し、全国のPTAに意見を求め、これらのできるだけ採り入れて29年3月、小学校『父母と先生の会』(PTA)参考規約を作成」(『社会教育10年の歩み』p. 81) 全国に配布したが、これがいわゆる「小学校PTA第二次参考規約」(以下「第二次参考規約」と略)であった。

「第二次参考規約」によって、PTAとは児童生徒の幸福のために活動し、学校教育を場として成立する組織であるという性格が明確になった。「第一次参考規約」の十項の目的のうち、児童生徒の福祉の増進に関する事項だけがPTAの基本目標として、第三条に「この会は父母と教員とが協力して、家庭と学校と社会における児童、青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。」とかけられ、その他の事項(九個の目的)は「第四条、この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。」と規定されたその「活動」に、まとめられ簡略化された文章で位置づけられている。<sup>8)</sup>

「目的」「活動」のワイ小化＝PTA理念の消滅 もっとも、単純に簡略化されたのではない。端的にいて、ある目的はきり落されある目的は解釈・運用の融通性に富む文章に抽象化されるなどの操作が加えられている。たとえば「第一次参考規約」や「手引」でPTAの基本目標とされた「児童や生徒の幸福の増進」「福祉の増進」とは、もともとその具体化・実践化の段階では多面的な活動、たとえば同じく「目的」とされていた四、五、六、七項などを予定するものであるが、それらを「第二次参考規約」では、「二、……児童、青少年の生活を補導する」(傍点は引用者)にワイ小化したり、あるいはとくに五項や七項などの社会運動・教育運動を予定するものを落して、「三、……生活環境をよくする」と、解釈しだいでどのようにでも運用・実践できる条文に抽象化するなどの操作が行なわれている。

この操作にくわえてつぎの変化にも注目しなければならない。「第一次参考規約」の「第三章方針」の第七条の規定「本会は教員・校長および教育委員会の委員と学校問題について討議し、またその活動をたすけるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉するものではない。」が、「第二次参考規約」では「四、学校の人事その他管理には干渉しない。」(第二章方針第五条四)とたんなる禁止規定になり、「討議し」「意見を具申し」「参考資料を提供する」などの積極的規定が消えている。話を昭和22、3年頃にもどすが、文部省が「新しい組織」をわざわざつくった理由を、文部省自身がおおよそつぎのようにのべている。これまで父兄会などの学校と家庭を結ぶ組織があったが、「それらの多くのものは学校設備や催しの寄附や後援をすることがその主な仕事」になっていたし、「定期的に学校へ集」まることもしていたが、「学校の先生方からいろいろ説明をきき、注意をうけ、依頼をうけるという具合で、父母の方は常に受

身になっていて、積極的な活動をすることに欠けていたと思われるのはまことに残念なことである」（以上「手引」から要約）と。このような反省のもとにつくられたがゆえに、PTAが一方ではすでにのべたように多面的な社会運動・教育運動の展開を期待され、他方では上にのべたように学校管理や教職員の人事に直接関係するものをのぞくすべての学校の問題にたいして、父母の参加と協力を組織するよう期待されるのは、けだし当然であろう。そしてまた父母の参加と協力をえることが、新教育制度の発足を支えた“教育権”と“教育義務”の担い手の180°転換を実質化する、もっとも具体的でもっとも重要な措置のひとつでもあったのである。したがって「討議し」「意見を具申し」「参考資料を提供する」という積極的な規定の抹消は、たんに学校の問題にたいするPTAの役割が相対的に軽視されたというにとどまらず、「国民の教育権」の否定の上にPTAを再編成しようとするものであるといわなければならないだろう。

総じて「第二次参考規約」にみられるPTAとは、この“操作”と“抹消”にみられるように学校の外においても内においてもそのもっとも中心的な活動の対象・領域を失なったものであって、それは端的にいて昭和22年に文部省が「充分反省し」たはずの戦前型「学校と家庭とのつながり」への復古＝反動化を意味するものだった。

教育・学習の目的の抽象化 ところでこのような“操作”や“抹消”は教育・学習活動の面でも行なわれている——教育・学習がPTAの本来的活動の前提であるとするならば当然のことだが。

「第二次参考規約」ではPTAの教育・学習活動は「児童、青少年の幸福な成長をはかる」という「目的をとげるために」行なわれる「活動」であると位置づけられ、「一、よい父母、よい教員となるように努める。」とかんたんな抽象的な一項にまとめられてしまっている。もし、この変化を条文構成上だけでみるならそれほど問題ではない。というのは、たしかに一項に減ってしまったがそれでも活動方針の第一位に位置づけられている。つまりたてまえとしては重視されているし、また減っているのは教育・学習に関する事項だけではないからである。あるいは「第一次参考規約」が教育・学習の領域や対象をひろげて、結果的にはPTAにおける教育・学習の位置や独自性をかえてあいまいにしてしまっているのにくらべると、「第二次参考規約」では整理されてずっとスッキリした、といえるからである。それに「よい父母、よい教員となるように努める」という文章自体、子どもの親と生徒の教師をおもな構成員とし学校教育を軸に活動するPTAの目的や性格からすれば、けっして不自然なものではないし、「第一次参考規約」の当該諸条項と矛盾するものでもない。

しかし、まさにここに問題がある。この条文は「第一次参考規約」で具体的に概念化されたものをつつみこむと同時に、その対立概念をも包含できるほど抽象的である。たとえば敗戦前においても「よい父母、よい教員になる」ことが父母と教師の共通の目標だったことをおもいだせば、この条文はそれ自体としてはまったく無意味なものであり、もし積極的な意味や役割をもつとすれば、それはそう解釈し運用する人びとによって付与されるのだということが明らかとなる。したがって「第二次参考規約」における“整理”“スッキリ”とは、条文を無意味化することによって多様な

解釈・運用の道をひらいたのだといってもよいだろう。

“抽象化”の意図と構造 なぜそのような操作をするのか？ この問いへの回答は P T A における教育・学習の位置づけかたをあわせて考察することによってあたえられる。「第二次参考規約」は P T A の目的として児童青少年の幸福の実現をあげ、そのために五つの活動方針をたてた。P T A の教育・学習は方針の一つに位置づけられているが、当然それは「目的」とその他の四つの「活動方針」を実現するための方針という性格・位置をもつものであろう。したがって教育・学習の目的・性格・領域・対象などの具体相は、これら第三条の「目的」と第四条の二～五項の「活動方針」とをどのように具体的に解釈し実践するかによって規定される。「よい父母、よい教員となる」ための努力はこのようなスジ道で意味を付与されることになった。

こうしておいてつぎに「第二次参考規約」は、すでにのべたように P T A の目的と活動をいろいろな“操作”“抹消”によってワイ小化しているのである。もう一度「第一次参考規約」をふりかえってみよう。たとえば同規約の第二条三項に明らかなように「新しい民主的教育に対する理解を深める」のは、あくまで「これ（民主的教育）を推進する」ためであった。同条第二項で「……民主社会における市民の権利と義務とに関する理解」を深めようとかかげたのも、「推進する」主体の形成のためであり、「民主的教育に対する理解」を深化させるためであったと関連づけてよいだろう。民主的教育の推進とはいうまでもなく学校の内外にわたる活動を予定し、したがって推進主体の形成としての教育・学習の目的はたとえば“民主社会の主権者となるように努める”と表現されてよいものである。ところが「第二次参考規約」ではまさにこの民主的教育の推進がコトバとしても抹消され、それにみごとに照応して“推進主体の形成”が「よい父母、よい教員となるように努める」というそれ自体としては無意味なコトバにおきかえられ、しかも父母の目をもっぱら学校内にとどめようと、いわば逆の方向での積極的な意味がもりこまれたのである。

とはいえ、学校「内」においてもすでにのべたように父母の積極性は疎外されている。父母が学校問題について「討議し」「意見を具申し」「参考資料を提供する」ことが全体として拒否されている状況には、父母が学校「内」のことを積極的に学ぼうとする“動機づけ”がない。もっとも、学校「内」のことを学ぼうとする“動機づけ”は一般に学校「外」にあるのかもしれない。民主教育全般にたいする理解の深まりは、必然的に学校「内」のことをも具体的に知り主体的にかかわっていきこうという意欲につながっていくものだからである。だがすでにのべたように民主教育に関する認識をたかめる道が閉ざされているので、学校「外」にも“動機づけ”がない。そしてまさにこのことが因となって、学校「内」の諸問題から父母が疎外されていることにたいする批判が生まれず、“動機づけ”が成立する条件がますます失われていくという悪循環が設定されたのだといわなければならない。

教育・学習活動の“存在理由”の消滅 結局、「第二次参考規約」における教育・学習に関する事項の整理＝抽象化とは、「第一次参考規約」の積極的具体的な諸規定を排除するためにこそ行なわれたのであって、けっしてコトバどおりの整理ではないし、それ自体としては無意味な文章は

“排除”をなめらかに行なうためのクッションの役割をになっていたのだ、といわなければならない。教育・学習の条項が第一位に位置づけられた理由も、せいぜい“もうひとつのクッション”といった程度のものであろう。以上のような断定にたてば、PTAにおける教育・学習活動はその目的・性格・領域・対象などを変えたというより、教育・学習の存立の根拠（存在理由）自体を失ったというべきであろう。「よい父母，よい教員となるように努める」とは、教育・学習以外の努力を意味しているのかもしれない。残念ながら、この断定と推測の正当性は現実のPTAによって証明されているのである。

## 2 単位PTAにおける成人教育活動のたてまえと実態

行政指導への疑問 前節で「手引」と二つの「参考規約」にもとづいて文部省が期待するPTAと成人教育活動・およびその変容を考察したが、以上の論考にたいして「それは邪推だ」と異論をとるむきもあるかもしれない。だが、邪推でないことが現実に単位PTAによって証明されている。いや「そのとおりだ」と証明されているというより、「それ以上にわるい」ことがしめされているというほうが正確であるかもしれない。単位PTAの現実には、「第二次参考規約」はまだまだきれいごとのら列であって、文部省のほんとうの期待はもっとみにくいものであり、このみにくいほん音が行政指導やその他の方法で単位PTAを恒常的に規制し、動かしていることの証拠でもあるわけである。そこで単位PTAの実態、とくに教育・学習活動にあたえられている位置のじっさいを、その規約、会計（予算・決算）、活動計画の三つの窓口からかいまてみよう。

### (1) 高唱される“成人教育活動の推進”——規約からみた教育・学習活動の位置

四類型と教育・学習の強調 ここに17のPTA規約<sup>9)</sup>があるが、この17のPTAはそれぞれの規約にかかげられた「目的」にしたがっていちおう四つのグループに、すなわち「第一次参考規約」に準拠してもっとも数多く「目的」をかかげた4PTA (I G.)、「第二次参考規約」をそのまま踏襲した7PTA (II G.)、「第二次参考規約」の「目的」の条に成人の教育・学習に関することをつけくわえた4PTA (III G.)、そしてまったく独自に目的をかかげたとおもわれる2PTA (IV G.)の四つに分類される。しかしこのようながいがほとんど問題にならないほど、すべてのPTA規約には——第IVグループの2PTAの規約をふくめて——重要な共通性がある。

第1表をみていただこう。これは17のPTA規約の「目的」と「事業（活動）」の条項を、第一次および第二次の「参考規約」の当該条項にもとづいて分類してつくったものだが、文部省の考えるPTAの目的・性格——児童生徒のために配慮し努力する組織であり、教育・学習は配慮・努力の前提である——は、すべてのPTAにひきつがれているようである。しかもL, M, N, Oの四つのPTAは「第二次参考規約」に準拠しながら、成人の教育・学習に関する事項を「目的」の条に明文化してつけくわえていること、や、I, III, IVのグループに属するPTAが成人の教育、学習に関することとくに数多く規約に明記していることなどをかんがえると、「配慮・努力の前



<第1表> PTA の「目的」および「活動」「事業」

「第1次参考規約」 の「目的」	「第2次参考規約」 の「目的」「活動」	グループ PTA名 単位 PTA規約の 「目的」「事業」	I				II					III				IV			
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	Q	R
児童青少年の福祉の増進(一)	児童青少年の幸福な成長		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
権利と義務とに関する成人教育の振興(二)	よい父母よい教員となるように努める			○	○	○												○	○
民主教育の理解と推進(三)			○	○				○	○	○	○	○	○		○			○	○
地域における社会教育の振興(九)			○	○	○	○													○
訓育について父母と教師の協力(四)	生活補導			○	○			○	○	○	○	○	○		○				
児童関係法の実施と新立法への協力(七)				○															
父母・教師・社会で児童の心身の発達を図る(五)	生活環境の改善		○	○				○	○	○	○	○		○				○	○
学校の教育的環境の整備(六)			○	○	○	○					○		○	○	○	○	○	○	○
		地域社会の浄化								○			○						
公費確保に協力(八)	公教育費の充実			○							○	○							○
国際親善に努力(十)	国際理解に努力			○															
		資金調達につとめる	○	○	○	●	●	○	●	●		○	●	○	●	●	○	○	○
		その他					生活水準の向上	生活水準の向上	学力向上	会員・教師の表彰		学力向上	学校経営への協力	生活向上・社会事業への協力	学校行事への参加協力			社会改良	世界平和への寄与

<注> 「資金調達につとめる」の項については、「目的」「事業」の条項に明示されているものに●、それ以外の条項に明示されているものに○を付した。

提」である教育・学習については、単位PTAは概して文部省以上に大きな関心をはらっているといえそうである。だが、ほんとうにそうだろうか？ この問いにこたえるためにも、まず、ひきつがれたもうひとつの側面——児童生徒のために「配慮し努力する組織」である——について考察しよう。前節でのべたように教育・学習の具体相は「目的」その他の「活動」方針によって、規定され

るからである。

“補導”と“公費肩がわり”だけの PTA 活動 「配慮し努力する組織」という側面についていえば、そこには「第一次参考規約」から「第二次参考規約」へのワイ小化・後退以上の後退がみられる。第一に、たしかにすべての PTA が児童生徒の「福祉の増進」（その他「幸福な成長」とか「健全な発達」などの表現がつかわれている）を「目的」としているが、「その目的を達成するために」行なう事業（「参考規約」の「活動」）を、生徒の学外生活の“補導”といううけ身の努力にかたよって理解していることである。なるほど「生活環境の改善」という積極的な目標も「事業」のなかにかかげられている。しかし、この努力は社会的ひろがりをもち教育運動として推進されることを予定するものである。ところが「第一次参考規約」に準拠しそこから目的を選択した四つの PTA (I.G.) が、じつに注意ぶかく第七項、第八項を落していることに象徴されるように、この社会的ひろがりの方向性が落ちているのである。

第二に、「学校の教育的環境の整備」もすべての PTA がもっとも詳細にあれこれ——たとえば施設・設備をととのえたり (14PTA)、教師の研究を助成したり (2PTA)、種々の原因で不遇な子どもたちに諸種の便宜をあたえる (2PTA) など——と規定しているが、その「整備」の努力をどのようなスジ道で行なうかについてはあやまった理解が広くみられることである。公教育である以上「条件整備」は完全に公費で行なわれるのが当然であり、PTA は公教育費充実の“要求主体”のひとつである。だからこそ「第二次参考規約」においてさえ「四、公教育費を充実することに努める。」(第四条四)と規定されているのである。だが 17PTA はこの点についてまさに正反対のことをかんがえている。もう一度第 1 表をみていただこう。たとえば学校の教育・学習条件を PTA 予算からの支出で充実するという趣旨の条文を、「目的」「事業」に明記した PTA は約半数だが、「……の充実を図る」と抽象的な条文をかかげながらそれに必要な資金の調達方法を明確にしている PTA をくわえると、じつに 15PTA が「…に必要な資金を調達するために事業を行なう」ことを規約上に明記しているのである（資金調達は学校の条件整備のためだけではないという抗弁の是非については、会計や活動計画の考察によって回答することになる）。さらに「公教育費を充実することにつとめる」と明記している PTA がわずかに 4PTA であり、しかもそのひとつ GPTA が「4) 公費、教育費を充実することにつとめる」(傍点は引用者)とわざわざいいかえていることなどをかんがえあわせると、つぎのように断定してもよいのではないだろうか。要求主体として公教育費の充実にかかわっていくという方向性はほとんどずり落ち、それにかわって“公費肩がわり負担”=後援会化の方向が前面に出てきている、と。“社会的ひろがり”は“私的せばまり”にその座をあげわたしたのだ！

さて、さきに「第二次参考規約」をもとにして PTA を「児童生徒の教育について……配慮し努力する組織」であると性格づけたが、以上 17PTA の規約でみるかぎり「福祉の増進」などの大目標をかかげながら、じっさいにはせいぜい児童生徒の「補導」をどうするかと「配慮」し、あるいは施設や備品などがそろっているかどうかを「配慮」し、そろえるために私費を出しあうだけでな

くいろいろな事業までするという「努力」をする組織であるといわなければならないようである。この状況は「第二次参考規約」がえがいた PTA 像よりはるかに後退した、いや正確にいえば異質のもの=保護者会・後援会になってしまっていることをものがたっている。

「教育・学習の強調」への疑問 ところで、「配慮し努力する」その課題なりスジ道がこのようなものであるならば、さきに「文部省以上に大きな関心をはらっている」と推測した「配慮・努力の前提」としての成人の教育・学習について、あらためて検討しなければならないだろう。なぜなら“後援会活動の「前提」としての教育・学習”とはおよそ成立しえないいとなみであり、まして「新しい民主的教育に対する理解を深め、これを推進する」という教育・学習と実践がほんとうに行なわれるならば——「第二次参考規約」が「第一次参考規約」の否定でなく整理ならば、このような仮定法は完全に当をえている——、後援会的性格は払拭されているはずだからである。

「民主教育推進の主体形成」の否定 そこで第2表(あわせて第1表も)をみていただく。残念ながらこの表は上にのべた疑問にたいして否定的なこたえをだしている。まず第一に、前節で指摘したクッションとしての役割りを、より強めていることである。たとえば「第一次参考規約」にいぜんとして準拠している4PTA(I.G.)のうちC、Dの二つのPTAが、同規約の象徴である「民主教育にたいする理解」を落していること、またBPTAだけが「民主社会における権利と義務に関する理解」をかかげ、C、Dの2PTAはわざわざ「民主的社会人としての教養」といいかえていることに端的にしめされている。他方の極にたとえばFPTAの「1、会員の研修につとめる」という規定のように、まったく無限定の、したがって「第二次参考規約」以上に抽象化(?)をすすめた条文をかかげたPTAが五つもあることとあわせて考察すると、「第一次参考規約」から「第二次参考規約」への“整理”がどのような意図のもとに行なわれていったか(「意図の系譜」とい

<第2表> 会員の教育・学習に関する事項の条文および規定のしかた

グループ PTA名		I				II							III				IV		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	Q	R	
「教養」「研修」「成人教育」 などへの限定の有無	限定なし						○				○	○	○		○				
	「よい父母よい教師となるために教養の向上につとめる」etc					○		○	○	○									
	「民主的教育にたいする理解を深める」etc	○	○											○		○	○		
	「民主的社会人としての教養の向上につとめる」etc		○	○	○													○	○
教育・学習についての 具体的例示の有無	内容・課題について	○			○							○		○				○	(注1)
	形態について	○			○				○					○				○	(注2)

(注1) 具体的に例示している。

(注2) 「社会改良のため、父母に対する成人教育」

ってよいだろう)が、はっきりしてくる。単位 P T A の規約をみれば、民主教育推進の主体形成の教育・学習を抹消するために“抽象化”は行なわれたのだ、という前節での断定は、ほとんど疑う余地なく証明されているとおもわれる。これと関連して注目すべきは、C, D P T A のいいかえであろう。いうまでもなく真の意味における「民主的社会人としての教養」とは、「民主社会における権利と義務に関する理解」をその中心に位置づける広い概念であり、相互に矛盾するものではない。だが、それぞれが現実にはたいしてもつ実際の役割はひじょうにちがってくる。後者が具体的に学校教育といういとなみを軸に実践化されれば、それは必然的にまた直線的に“公費肩がわり負担”への批判につながっていくであろう。だからこそいいかえて「民主的社会人としての教養」の中核を落して、周辺的な知識・技術に関心を向けさせようとしたのだ、といえは邪推であろうか。第1表にしめしたようにほとんどすべての P T A が資金調達のための事業・活動までを余儀なくさせられている現実には、ただ“権利意識”の欠如の上のみ安泰である。<sup>10)</sup> この現実が後者を忌避するのは、けだし当然である。

教育・学習そのものがない！ だが、じつは以上のように単位 P T A の規約をとおして、教育・学習についてあれこれ論じるのはほとんど無意味である、ともいえるのが実情である。なぜなら、民主教育推進の主体形成の教育・学習が行なわれていないのではなく、どのような内容・形態のものであれ教育・学習の名に値いするものが、そもそもほとんど行なわれていないのではないかということ、第2表は予想させるからである。これが共通する第二の「否定的なこたえ」である。たとえば教育・学習について多少ともその内容(領域や課題)や形態を規約に記している P T A はそれぞれ 5 P T A であり、あとの 12 P T A については規約のどこをさがしてもまったくない。「目的」や「事業」の条文をスッキリさせるため(?)に無限定(的)条文をかかげた 9 P T A こそ、他の条項で、たとえば「部会」の条項とか細則などである程度具体的に規定すべきであるにもかかわらず、H P T A が「1. よい父母よい先生となるように、講演会、講習会、研修会等を開催する」と形態について、K P T A が「4. ……児童の生活に関する対策の研究……」と内容について規定しているだけである。この予想は、学級 P T A を教育・学習の場として明確に記している P T A がひとつもないことによっても傍証されている。もつとも、G P T A をのぞく 16 P T A の規約から「第二次参考規約」と同様に学校問題を「討議し」「意見を具申し」「参考資料を提供する」という方針が消えているので、教育・学習の場としての学級 P T A という側面が軽視されるのは、リクツからすれば当然だろう。しかしすべての P T A が成人教育活動を強調しているのである。教育・学習の具体的な「形態」にもふれず学級 P T A をも成人の教育・学習の場として明確に位置づけないで、<sup>11)</sup> いったいどこで教育・学習をしようというのであろうか？ 教育・学習活動はたんなるたてまえとして高唱されているにすぎないのだろうか？

ところで規約の考察はこの程度にとどめよう。「どのような内容・形態のものであれ教育・学習の名に値いするものが……ほとんど行なわれていない」かどうかという疑問は、規約をあれこれつくより、会計や活動計画を検討するほうが、ずっとてっとりばやくはるかにリアルなかたちで解

けるからである。

(2) “一割成人教育”にも参加できない父母会員——「会計報告」と「会務報告」からみた教育・学習活動の実態

「第二次参考規約」と「公費援助」 会計報告書や会務報告書をみるまえに、「活動」方針に「四、公教育費を充実することに努める」とかかげた「第二次参考規約」が、第十条で「この会の活動に要する経費は、会費、寄付金、およびその他の収入によって支弁される」と規定していることに注目しよう。この寄付金については「第一次参考規約」にも規定されていたが、そこでは「…および自発的な寄附金……」（「第11条<sup>傍点は引用者</sup>）という文章だった。「第二次参考規約」ではこの「自発的な」が落ちているのだが、この間の事情は条項解説のためにつけられたかなり長文の「第二次参考規約」の「備考」が説明しているようである。「備考」では公教育費の充実については理念のかたちで反復されているにすぎないが、第十条についてはとくに「寄付金」についてのみくわしい解説が行なわれている。まず「この会の活動」は「公費援助」の努力をふくむものだと読ませ、「公費援助に関する経費は、左のような理由で、収支ともに、これ（会費）とは全く別途の扱いにすべきである」と記し、次いでその「理由」の第五項に「公費援助は必ずしも同額であるを要しない」と、わざわざいわずもがなのことを記している（「備考八」<sup>傍点は引用者</sup>）。第十条のいいかえと「備考八」をすなおに読めばその趣旨はつぎのようになるだろう——“公費肩がわり負担”がPTAの重要な活動であることは自明のことであり、それに必要な経費は会員が平等に負担するのが望ましいが、しかし会員の抵抗が予想される場合は「必ずしも同額であるを要しない」と。本節のはじめにのべた「文部省のほんとうの期待はもっとみにくいものであり、このみにくいほん音が行政指導やその他の方法で単位PTAを……規制」しているという断定を、うらづけるひとつの事実がここにもある。

① 「会計報告（支出の予算・決算）」では

「公費援助」の義務化とそのしくみ さらに、前項で“公費肩がわり負担”への批判に直線的につながるのを阻むために「民主社会における権利と義務に関する」学習を落したのではないかと推測したが、この推測の正当性は、以上のような「第二次参考規約」における“操作”に積極的に応えている単位PTAの予算（収入）に証明されている。ここに16PTA<sup>12)</sup>の「会計報告」があるが、「公費援助」を特別会計として組んで「全く別途の扱い」にしているPTAはひとつもない。「公費援助」に要する寄付は「会費」として一本化されて、年度初めに予算化されている。したがって現実のPTA会計は「第一次参考規約」が明記した「自発的な」という原則を否定しているだけでなく、「第二次参考規約」の「必ずしも同額であるを要しない」という配慮(?)も自ら返上して、すべての会員に平等に“公費肩がわり負担”を義務づけているわけである。

以上のような行政指導とそれに「積極的に応えている単位PTA」の現状からかんがえて、支出

(予算・決算)の構成がどのようになっているのかおよそ予測できるだろう。すでにこれまで多くの人がとに指摘されたきたように、16PTAも予算の大部分を「公費援助」として支出している。収入において「公費援助」に要する「寄付」を「別途の扱い」にしていけないのに相応して、支出においてもPTA関係費(PTA自体につかわれる経費をかりにこのようによんでおこう)と学校後援費(=「公費援助」)を区分せずに、たとえば「総務」「文化」「施設」「厚生」等々の費目に大分類して、それぞれにPTA関係費と学校後援費とをゴチャマゼにして計上しているPTAが多い(16PTAのうち7PTA)し、また予算ではいちおう区分していてもじっさいにはPTA関係費を校務に支出したり、PTAで使用すべく購入しながらその大部分を校務に費消させたりしているPTAが多い。それでほんとうのところ何割ぐらいが「公費援助」として支出されているか、を正確に知ることは難しいが、毎日新聞の「ほぼ八割までが、(学校)後援費で占められて」(同紙43.8.30付「みんなのPTA」欄)という指摘は、真相をいいておられる。そして、この二割そこの残余部分=PTA関係費のさらに細分化されたそのひとつが、教育・学習にあてられる経費である。成人教育関係費がどれほど微々たるものであるか論じるまでもないだろう。

“一割成人教育”の予算ところで予算・決算(支出)をみて、これは成人教育関係費だとはっきり区分することはひじょうに難しい。人それぞれの成人教育(学習)観が、またPTAのそれが、異なっているからである。たとえば「PTAの学習には二つあります。……他の一つは、PTAの総会とか学年集会……常置委員会とかいった各種の会合ですが、これまた立派な学習です。(常置委員会でねられた案の)説明をきいただけでも、『私にはとてもあれだけの研究はできない』ということであれば、それもまた立派な学習です。」(日本PTA全国協議会編『のぞましいPTA』(像をもとめて)学事出版 1965年p.124~5)というような視点にたてば、すべてが成人教育関係費になってしまう。極論すれば「学校にピアノを寄付しよう」という提案も、それが一般会員に提案されればかならず一人びとりの思考=反応を経るのだから、これまた学校後援費という名の成人教育関係費になる。ともあれここでは吟味をぬぎにして、PTA自身が“これは成人教育である”と区分しているところにしたがって、成人教育関係費を概算してみよう。

第3表(A)は、16PTAの昭和42年度支出予算書から成人教育関係費とおもわれるものをひろいだしてつくったものである。ひろいだした費目は、一般会員を対象とするもの(研究会、講座、講演会、会報、研修旅行、図書・資料など)と、役員を対象とするものであるが、成人教育活動の概念をここまで広げても——多少のバラツキはあるが——おおむね総支出の一割程度が、成人教育関係費として計上されているにすぎない。“一割成人教育”である。ところでこのバラツキは役員を対象とするものを控除すればさらに激しくなる。たとえばIPTAは0になる。DPTAは半分に、QPTAは2/3に激減している。つまり一般会員はこの“一割成人教育”からもほとんど疎外されているということになるだろう。

成人教育費イコール「研修旅費」ところでこのバラツキは一般会員を対象とするものから「研修旅費」を控除すればほとんど消え、しかも総支出に占める割合が0%~2%と低いところで平準

&lt;第3表(A)&gt; 昭和42年度予算(支出)

グループ	費目 P T A名	A 総支出 (千円)	B 教育関係費 (千円)		C B-[役員(教師) 研修関係費] (千円)		D C-[研修旅費] (千円)	
				B/A %		C/A %		D/A %
I	A	973	110	(11)	20	( 2)	20	( 2)
	B	552	58	(11)	?	( ?)	?	( ?)
	C	252	25	(10)	25>?	(10>?)	0	( 0)
	D	327	30	( 9)	15	( 5)	(注1)6	( 2)
II	E	—	—	(—)	—	(—)	—	(—)
	F	617	76	(12)	60	(10)	5	( 1)
	G	140	25>?	(16>?)	?	( ?)	?	( ?)
	H	136	40	(29)	10	( 7)	10	( 7)
	I	115	8	( 7)	0	( 0)	0	( 0)
	J	137	8	( 6)	8	( 6)	0	( 0)
	K	220	20	( 9)	20>?	(9>?)	(注2)20>?	(9>?)
III	L	127	?	( ?)	?	( ?)	?	( ?)
	M	127	7	( 5)	?	( ?)	7>?	(5>?)
	N	404	(注3)90	(22)	90>?	(22>?)	9	( 2)
	O	701	47	( 7)	?	( ?)	10	( 1)
IV	Q	339	63	(19)	43	(13)	3	( 1)
	R	143	10	( 7)	10	( 7)	0	( 0)

(注1) 部落親子会関係費はこの6000円にふくまれていない。

(注2) 役員関係費, 研修旅費を区分できなかった。

(注3) 教職員関係費がふくまれている。

化している。端的に言って一般会員のための教育・学習関係費が計上されていても、それは「研修旅費」がほとんどそのすべてであるということになる。「研修旅行」とは、いうまでもなく“単発”では「ほとんど学習としての意義をもちえない」。「学習のながれの一環として位置づけられたときに、真に有効なもの」となる。いいかえれば見学するもの「についての学習があらかじめすすめられており……見学の成果がつぎの学習のなかでたしかめられ」て、はじめて成人教育活動のひとつの領域となるものである(宮原誠一著『PTA入門』)。ところが「研修旅費」を控除すれば0になるPTA, 0にはならないがほとんどなにも残らない——絶対金額を第3表(A), (B)でみていただきたい——PTAが、その大部分である。おそらく「研修旅行」は“単発”でポン、と実施されているのだろう。しかもその行程は、まずある中学校を一校訪問して、それからくえびの高原→霧島神宮→鹿児島神宮→鹿児島市>を経て帰着する(FPTAの場合)といった、いわば“観光地めぐり”になっている。この事例は「……会員相互の修養親睦を図り……」実施される活動や事業が、親睦>修養という関係になっている現実をしめしている。いや、それとはまったく別のスジ道、つまり莫大な“公費肩がわり負担”へのささやかな“みかえり”(とはいっても会員自身が拠出したのだが)として、計画され実施されているのかもしれない。

ここで第Iグループの4PTAと、第IIIグループの4PTA, 第IVグループの2PTAに注目することが必要である。なぜなら第Iグループは「第一次参考規約」に準拠して成人教育活動にそうとうのおもみをかけたPTAであり、第IIIグループは「目的」の条にわざわざ成人教育に関する事項を付記し、第IVグループは独自の目的をかかげ成人教育活動についてもっとも民主的・積極的姿勢をし

＜第 3 表(B)＞ 昭和42年度決算（成人教育費・支出）

グループ	費目 PTA名	第3表 (A)の D 欄 (予算) (千円)	左の決算 (千円)	予算か ら決算 へ増 減	備 考
I	A	20	18	↘	会 報 1,500円→15,000円 成人教育費 5,000円→3,400円
	B	?	?		
	C	0	0		
	D	6	6	→	
II	E	—	—	↘	(本 文 参 照)
	F	5	1		
	G	?	?		(本 文 参 照)
	H	10	0	↘	
	I	0	0		
	J	0	0		
K	20>?	?			
III	L	?	?	↘	(本 文 参 照) (本 文 参 照) 図書費 5,000 円→4,450 円
	M	7>?	4>?	↘	
	N	9	2	↘	
	O	10	9	↘	
IV	Q	3	3		
	R	0	0	→	

めした<sup>13)</sup> PTA であるにもかかわらず、以上のべたようなバラツキの二つの変化（激化→低いところでの平準化）から例外でないからである。この事実は、規約上の関係条項の量や表現の相異は、ただ量や表現の相異をしめすにすぎず、実態とはまったく無縁であることを如実にしめしている。

大きな黒字決算の成人教育費 くわえて、第3表(B)にしめすように決算では、一般会員を対象とする教育費はさらに低下している。たとえば FPTA は講演会のために 5000 円計上していたが、決算では 1,000 円（1 回だけ）の支出となっている。NPTA も同じく 9000 円組んで 1600 円の決算である。両者とも多額の次年度くりこしを残したのだから、他の活動や事業のしわよせをうけてこうなったのではない。しわよせをうけて減ったものもある。たとえば APTA は「研究視察費」で 2 万円余の赤字になり、「成人教育費」で 1600 円（5000 円→3400 円）の黒字をだしている。役員「研究視察費」として 3 万円計上していながらそれではたりずに「講演費」1 万円を全額「研究視察」にふりむけた HPTA は、ひとつの典型であろう。MPTA は「会議費」に流用して 6500 円の予算が 4404 円の決算となっている（「会議費」の決算は 8,075 円）。以上の事例は、端的に言って“金があっても教育活動はしない”“金がたりなくなれば教育関係費から削り取る”という姿勢・熱意のほどをしめすものではないだろうか。たしかに現実の PTA では「どのようなものであれ、教育・学習の名に値いするものはほとんど行なわれていない」といえるようである。もっとも、たとえば学級懇談会など多額の出費をとまわらない活動があり、本来それこそが PTA の基本的な教育・学習活動であるとはいえ。

## ② 「会務報告」では

“学習の場”でない学級 PTA たしかに、「会務」という窓口から PTA の教育・学習活動を考



察するばあいには、「会計」をとおしてのそれには登場しない学級 PTA とか部落 PTA など対象にしなければならないだろう。そこでまずこれらについて考察する。

〈第4表〉 学級PTA、部落PTAの開催度数(年当)

PTA名	授 業 参 観		部落PTA
		うち 学級PTA	
B	4	2	2
D	?	4	2
H	3	(注)2	0
K	7	3	1
M	?	1	0
R	?	1	0

(注) 2回の学級PTAのうち1回は単独で開催され、授業参観は行なわれていない。

〈第5表〉 「学級PTAの開催頻度はどのくらいですか」への回答結果

回 答 例	回 答 者 数	人 数	(%)
年 1 ~ 2 回		12	(8.5)
每学期1回ぐらい(年3~4回)		72	(51.4)
年 5 ~ 9 回		32	(22.9)
毎月1回ぐらい(年10回以上)		21	(15.0)
計		140	(100.0)

結論をさきにいえば、学級 PTA も部落 PTA も教育・学習の場として位置づいていない、ということになる。まず第一に、その開催頻度の低さである。部落 PTA はほとんど行なわれていないし、学級 PTA も一学期に1回(年に3~4回)といった程度である(第4表参照)。開催頻度の低さは同じ地域の教師へのアンケート調査<sup>14)</sup>の結果にもしめされている(第5表参照)。学級 PTA とは教師一人ひとり関与するものだから、教師個々人の回答結果は学級 PTA の開催状況を近似的にしめしているといってもまちがいないだろう。もっとも、授業参観日はもっと数多く設定されているが、しかしそれは学級 PTA とイコールではない。たとえば KPTA は授業参観日を42年度に7回設けたが、うち3回には「学級 PTA」を、1回には「PTA 役員会」、1回には「PTA 奉仕」を附随して行なっており、残りの2回は「授業参観」だけ、となっている。このような開催のしかたはかなり広くみられるようである。<sup>15)</sup>

つぎに、こうして開催されを学級 PTA、部落 PTA でいったいなにが話しあわれるのか、である。授業参観日と区別していない PTA も多く、また年1回とか一学期に1回という程度だから、話題・議題もおよそ見当がつくというものだが……。BPTA は「PTA スクール」という名称で、毎月1回を目標(実績42年度は計4回)に学級 PTA をやってる。だがこの名称にとくべつ意味があるのではないとして、ある関係者(役員)はつぎのように語っていた。「ある時この名称をやめようというはなしになったが、結局“慣行になっているから」と、そのままになっている。じっさいにはたんなる授業参観と“スクール”がヒフティ・ヒフティです。授業参観のばあいは担任との懇談も行なわれる。“スクール”の場合は校長先生の講話があつたり、ソフトボールをしたりします」と。だがそれでも BPTA は、学級 PTA に教育・学習的なものをおこもうと努力している数少ない PTA のひとつである。部落 PTA については、おおむね夏休み前に「夏休みの生活指導(対策)」を議題として行なわれるだけである、というのが実情である。

学級 PTA、部落 PTA でなにが話題になっているかについて、先に紹介した教師へのアンケ

一ト調査結果が傍証してくれている。「学級 P T A であなたが積極的に発言した問題、予定された議題のほかに独自に提案した問題はなんですか」と問い、回答例 9 個のなかから 3 個までを選択させたが、第 6 表にしめすように教師は“学習と補導”“行事や施設・設備への協力・援助”そして“予定された議題の伝達・解説”などについての発言に終始している。この教師の発言や提案の状況は、学級 P T A での話題・議題がなんであるかをほぼ完全に浮かびあがらせているといえる。——なお部落 P T A についてもほぼ同様の回答結果がでている。

〈第 6 表〉 「学級 P T A であなたが積極的に発言した問題、予定された議題のほかに独自に提案した問題はなんですか」への回答結果

回	答	例	回答者 (%)
	学校・P T A 役員会で決められた事項		53
	学級・学年・学校の行事への協力，学級・学年・学校への財政的物質的援助に関すること		63
	生徒の学習や生活の指導に関すること		87
	政治・社会問題全般（たとえば戦争と平和の問題など）		2
	教師の生活に関すること		1
	組合に関すること（たとえば「闘争」問題など）		1
	教育問題全般（教育行政・教育費・教育制度から教科書・教育課程など）		21
	とくに問題を提案したりせず，話し合いのなりゆきにまかせる		24
そ	の	他	4

〈注〉 142 人=100 %

“奉仕”と“事務局運営”だけの P T A 活動=教育・学習の不在 きて、ささやかな予算をあてがわれた領域ではどのような教育・学習活動が行なわれ（昭和 42 年度実績），また行なわれようとしている（昭和 43 年度計画）のであろうか。まずはじめに，それぞれの行事・活動への出席者名を記した珍しい「昭和 42 年度 P T A 会務報告書」があるのでそれを紹介しよう（第 7 表参照）。

これは M P T A の「会務報告」であるが，同 P T A は「目的」の条に「……民主教育に対する理解を深め……」をつけ加え，「前条の目的を達成するために左の事業を行う」（第 3 条）としてかかげた 6 項の筆頭に，「1. 新教育の研究……」を，第 4 項に「4. 教養を高めるための講習会・講演会・研究会等の開催」を規定し，さらにその他の条項で各専門部の任務・課題をこまかに明記している，いわば熱心——規約上——な P T A であることを思いだしたうえで，この「会務報告」をみることが肝要である。いったい「新教育の研究」はどこで行なわれたのか？「教養を高めるため」になが行なわれたのだろうか？ 第 7 表をみれば一般父母会員が参加した教育・学習活動はただ一回の「P T A 成人講座」だけであった。だからこそ昭和 43 年度の「計画」では「本年度努力目標」の筆頭に，「よい父母，よい教師となるように会員の研修に努める」とかかげ，文化部の「努力点」に「原則として学期一回の成人講座」と回数増をあげ，「各種講演会，講習会の実施」，「家庭と学校

&lt;第7表&gt; 昭和42年度PTA会務報告

M中学校PTA

月・日	行事・事業(内容)	区 分	出 会 者			
			教師	役員	一般父 母会員	部落 住民
42年 4. 6	入学式(祝辞)			会長		
17	PTA監査・PTA評議員会	役 員 会		○		
20	PTA 総 会	総 会	○	○	○	
5. 30	市PTA連絡協議会		校長	会長		
6. 6	市学校保健会評議員会		○			
13	市学校給食会総会		校長	会長		
7. 17	学級PTA会(夏休みの生活指導)	学 級 P T A	○		○	
31	学林地下払い	奉 仕 活 動		○		○ 50人
9. 8	PTA体育保健部会			○		
14	浜砂運搬	奉 仕 活 動		○	不 明	
16	市PTA連絡協議会役員会		教頭			
20	学校統合協議会		校長	会長		
30	校庭撒水	奉 仕 活 動				消防団
10. 1	大運動会(5万8500円寄付)		—	—	—	—
11. 20	甘藷集荷(1万6750円)	奉 仕 活 動		不 明		
12. 20	PTA評議員会	役 員 会		○		
43年 1. 30	市学校保健研究発表会		○			
2. 14	市PTA連絡協議会役員会		校長			
29	PTA成人講座	教 育 活 動			○ 54人	
3. 7	地区社会教育研究会		校長			
8	市P連の講演会		校長			

<注> M<sub>PTA</sub>の「会務報告」を整理して作成した。

を結ぶ……PTA新聞(学校だより)の発行」などがかかげたのであろう。なお、「研修旅行」が登場していることも付記する。

一般にPTAの活動はこのようなものである。端的にいうと ①さまざまな奉仕活動、②組織があるために生じる会合と活動、③上部団体その他との関係で生じる会合と活動、がほとんどそのすべてであり、一般父母会員は①に動員されることによってPTA会員であることを実感(?)できるにすぎない。教育・学習活動という自己を対象とする活動は、ほとんど行なわれていない。あまりにも少ない成人教育関係費にそのまま照応しているわけである。

教育活動をつらぬく体制的イデオロギー それでも比較的かっぱつに教育・学習活動をしている

のが BPTA である。BPTA だけが予算の 2 倍以上という異常な決算となっている<sup>16)</sup>ことがそれをものたる (第 8 表参照)。同 PTA は規約にこそ「内容」や「形態」については詳細に規定してい

＜第 8 表＞ 成人教育費の増減～〔役員研修関係費＋研修旅費＋成人教育費〕

グループ	費目 PTA A名	A	B	C	Aから Cへの 増減 (指数)	備 考
		42年度 予算 (円)	42年度 決算 (円)	43年度 予算 (円)		
I	A	110,000	129,485	149,000	135	会報, 研修旅費のみ増, 「成人教育費」は不変 「会員研修費」「部落親子会助成費」が増
	B	58,000	118,062	70,000	121	
	C	25,000	24,046	30,000	120	
	D	30,000	29,514	45,000	150	
II	E	—	—	—	—	「研修費」と「接待費」だけが全費目のなかで減となっている
	F	76,000	64,594	60,000	▲ 79	
	G	不明	不明	不明	不明	
	H	40,000	41,646	不明	不明	
	I	8,000	5,435	15,000	188	
	J	8,000	9,980	10,000	125	
K	20,000	19,070	15,000	▲ 75		
III	L	7,576	5,873	7,288	▲ 96	新聞を 2 部から 1 部にしたので 288 円減
	M	6,500	4,404	10,000	154	
	N	90,000	61,810	77,000	▲ 86	
	O	47,000	46,450	47,000	100	
IV	Q	63,000	65,124	64,000	102	
	R	10,000	10,000	10,000	100	

(注) 「指数」は 42 年度予算を 100 とする。

＜第 9 表＞ 昭和 42 年度の成人教育活動 B 小学校 PTA

月・日	事 項	備 考
42 年 5. 2	PTA スクールの	(学級委員選出)
6. 15	PTA スクールの	
7. 1	研 修 旅 行	＜参加者＞ 教師全員・実行委員・希望者 計 106 名参加 ＜行程＞ ○○小学校→△△小学校→鹿児島神宮
14	実行委員・補導員研修会	夏休み対策その他について
19	PTA スクールの	
21~22	部 落 PTA	夏 休 み 対 策
9. 21	講 演 会	＜講 師＞ 県教育庁指導課長 ＜演 題＞ 「本県学童の学力の現状と対策」
10. 16	講 演 会	＜講 師＞ 県立図書館長 ＜演 題＞ 「親と子の問題について」
43 年 2. 29	講 演 会	＜講 師＞ 某小学校校長 ＜演 題＞ 「明日の教育…欧米視察より」
3. 3	部落 PTA 公開研究会	部 落 親 子 会
4. 19	PTA スクールの	
広報紙発行 4 回		

＜注＞ 本表は B 小学校 PTA の「昭和 42 年度会務報告資料」より作製した。

ないが、第9表にしめすように多彩な活動を行ない、「教養委員会」が年度初めにたてた教育、学習スケジュールをほぼ消化している。<sup>17)</sup> だがBPTAが第Iグループのなかでも、もっとも“忠実”に「第一次参考規約」の「目的」を踏襲しているPTAである(第1表参照)ことを思い浮かべながら、かっぱつ・多彩な教育・学習活動のなかみの考察にすすもう。

たとえば「研修旅行」についてかんがえると、さきに紹介したFPTAが“観光地めぐり”に傾いているのにくらべてたしかにBPTAは“見学旅行”をしている。しかし「教養委員会」がたてた計画・方針によれば、「会員視察旅行」の「着眼点」の第一は「(1)学力向上の為の学習視察」であり、第二が“公費肩がわり”の奉仕活動「(2)校庭の美化(緑化推進)」だったのである。<sup>17)</sup> BPTAの昭和42年度の重要活動は二つあった。「今一つ喜んでいただきたいことは……可愛い子どもさんたちの学力向上をめざして……県及び九州ブロックの評準テストに先生方自ら進んで参加しようと申合わせておられることです。それには色々予算も伴うことです。幸い町長さんの御協力によりまして今までにない予算を頂けた…我々PTAもこのままじっとしていることは出来ない」と、PTA会長が「就任のあいさつ」(B小学校PTA新聞Y号)でべているように、町当局・地域住民・教師そしてPTA父母会員あげての“学力向上”運動だった(念のため記すと、この学校は小学校である)。楽しかるべき(?)「研修旅行」もこのスジ道で計画・実施されたのであった。もうひとつの重要な活動は、「運動場の整地」「緑化」「補助プールの施工」(前年度に主プールは130万円の寄付を全町民から集めて完成した)、「体育倉庫の移転」「チリ焼きガマの整備」等々の“施設の整備”だった。このために月10円の「緑化費」をあらたに徴収したり、夏休みに「労力奉仕」を行なったりするだけでなく、「研修旅行」で他校の状況を見てくることになったのだろう。いっさいの教育・学習活動はまさに最重要な「活動方針」によって方向づけられているわけである。教育・学習活動のかっぱつさは「活動方針」実践の強烈さの表現であった。そしてこの<“強烈さ”→“かっぱつさ”>の過程は、「来年度は更に今年に倍して(廃品)回収の収益が得られるよう……PTAの一会員であると言う自覚の上に立って、他人事とせず、自分たちの手でやる善意を積極的に発揮していただき」(B小学校PTA新聞Z号)たいというレベルのイデオロギーから、「当初450円の給食費が今日迄同額と言うもおかしな話である。……給食費は他のPTA会費等と違い、肉魚野菜等の値上と同時に上げるべきものではなからうか」(B小学校PTA新聞X号)というレベルのイデオロギーにいたる一連のイデオロギー、端的に言って文部省の「みにくいほん音」によって、貫徹されているのである。にもかかわらず、この“強烈さ”と“かっぱつさ”にたいして、「PTA本来の目的をはっきりつかんで、よく研修につとめ…」(43年度「基本方針」の最初のコトバ)とか、「1. よい父母、よい大人になるよう、お互いの研修を深めよう」(「努力点」の第一項)という奇異な表現があたえられ、さらに「民主社会における権利と義務に関する理解を保つために父母に対して成人教育をさかんにし…」という規約上の「目的」はそのまま、まかりとおっている。

教育・学習活動の新段階(?) ところで、それでもなおBPTAは一般会員を対象とする教育・学習活動を、もっともかっぱつに行なってきたPTAであることは否定できない。前に紹介した

MPTA もそうであるが、いくつかの PTA が 42 年度予算にくらべて 43 年度予算で成人教育関係費を大巾に増額している（第 8 表参照）ことにしめされるように、一般に PTA の多くはようやくこれから BPTA なみの活動をはじめようというところである。事実としてこの 20 年間「成人教育の場」としての PTA の機能は、停止していたといわなければならない。ところで、それではなにがこの長い「停止」に終止符をうたせようとしているのか？ どのような方向で機能は働きはじめようとしているのか？ 二つの疑問への回答はすでに BPTA の実践がだしている。PTA はどうやら教育・学習活動の不在によって体制内のものであった時期から、教育・学習活動の振興によって、そうあり続けることを期待される時期にはいったようである。だが、予算上“一割成人教育”はいぜんとして“不動”の前提のようである。（未完）

#### <補 注>

- 1) 「わたしたちはよく単位 PTA, 単位 PTA といいますが, 厳密に考えるとまちがっていると思います。単位といえば, 全体を構成する分子のことですから…単位 PTA ではなくて, 正しくは, 単独の PTA とか, それぞれの PTA とか, 個々の PTA とかいうべきだと思います。…日本の PTA は…みな独立の団体です。」(二宮徳馬著『成人教育の手びき』学事出版「PTA ハンドブック」昭和 40 年 p. 9)。
- 2) 「学校の児童や生徒の幸福の増進を目的として組織された『父母と先生の会』は, …」(「手引」の「七. むすび」)
- 3) 二つの引用文の前者は「手引」の「一. 趣旨と目的」の第一パラグラフ, 後者は「七. むすび」のむすびの文であることに注意をうながしたい。
- 4) 「これ(「手引」)をしらべていきますと…二つの意図が示されています。…その二は, PTA をつくることによって, その副題が示しているように日本教育の民主化をはかり, ひいては日本社会の民主化をはかろうとしたことです。」(日本 PTA 全国協議会編『のぞましい PTA 像をもとめて』学事出版 1965 年 p. 73)。
- 5) 同報告書(訳文)では「両親対教師連絡会」という名称が使われている。
- 6) 「…進駐軍は, 果して何をわれに求めるか, その中味が初めのうちは, 容易につかめなかったのである。しかしまず, 日本国民の民主主義に対する理解を, できるだけ早く普及徹底することに向けられ, 新しい憲法の趣旨を広め, これに基く総選挙をやり逐げて, 民主政治—民主社会の礎石を築くことになった。」(『社会教育10年の歩み』p. 11) このような考えのもとにたとえば国民一般向に「民主主義のはなし」などの小冊子が作成・配布されたり, あるいは「公民啓発運動」が実施されたりした。とくに後者の規模の大きさは注目に値する。閣議決定にもとづくこの運動は, 学校教師を「講師として, 各市町村において, 公民教育講習会を開き, さらに各部落, 町内会毎に『公民の集い』を開催した(り), 青年層を対象とする『青年公論会』を開催してすすめられていったのだが, この学校教師のための「公民教育講師講習会」だけでも, 全国にわたって 920 回(県当り 20 箇所)も開催されている。
- 7) 「第一次参考規約」の「目的」はつぎのようになっている。
  1. 家庭・学校及び社会における児童青少年の福祉を増進する。
  2. 家庭生活及び社会生活の水準を高め, 民主社会における市民の権利と義務とに関する理解を促すために, 父母に対して成人教育を盛んにする。
  3. 新しい民主的教育に対する理解を深め, これを推進する。

4. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童青少年の訓育について、父母と教員とが聰明な協力をするようにする。
  5. 父母と教員と一般社会の協力を促進して、児童青少年の心身の健全な発達をはかる。
  6. 学校の教育的環境の整備をはかる。
  7. 児童青少年の補導、保護並びに福祉に関する法律の実施につとめ、さらに新しい適正な法律をつくることに協力する。
  8. 適当な法律上の手段により、公立学校に対する、公費による適正な支持を確保することに協力する。
  9. その地域における社会教育の振興をたすける。
  10. 国際親善につとめる。
- 8) 第四条にかかげられた「活動」はつぎのようになっている。「1. よい父母、よい教員となるように努める。2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童、青少年の生活を補導する。3. 児童、青少年の生活環境をよくする。4. 公教育費を充実することに努める。5. 国際理解に努める。」
- 9) 鹿児島県の一市一郡の全小・中学校 PTA (95<sub>PTA</sub> ある) にたいして規約の提供を懇請したが、17<sub>PTA</sub> だけが提供してくれた。そのなかに“手書き”のものが一通あった。これらの事実をどのように考えたらよいだろうか!
- 10) 「続いて質問は、4)『学校運営費の PTA 負担全廃に賛成ですか』と聞いた。ほとんど全員が賛成かと思うと、そうではない。意外なことに、PTA 会長の 16%、校長の 22%、父母会員の 35%、教師会員の 29%、全体を平均して 27%の人たちが『いいえ』と答えている。しかもその中でも一般の父母会員の反対が最も多かった。」(毎日新聞 43.9.28「みんなの PTA」欄)
- 11) 「第 16 条 学級部会は毎月一回これを開くを原則とする。…学級部会は次の事を審議し実践する。  
1. 学級施設に関する事 2. 家庭学習に関する事 3. 生徒の躰に関する事 4. 学校参観に関する事 5. 母親学級、両親学級に関する事 6. 運営委員会より提案された事項 7. その他必要な事項」(M<sub>PTA</sub> 規約) ——学級 PTA の任務に教育に関する事項をふくませていたのは、この規約だけである。
- 12) E<sub>PTA</sub> の「会計報告」書がないので 16 通になった。
- 13) <Q<sub>PTA</sub> 規約>  
「第 3 条 (目的) この会の目的は新日本建設のため父母と教師が平等の立場に立って共に責任をわけあい子供たちの健全な発達を図り社会改良運動へのり出すため民主的教育を実践する。」  
「第 4 条 (事業) この会は第 3 条の目的を達成するため下の事業を行なう。  
1. 生徒教育や保健問題、経済問題についての知識を得る研究講演会。…5. 種々の発表会、展示会の開催。…6. 父母と先生の懇談会。…」
- <R<sub>PTA</sub> 規約>  
「第三条 この会の目的は家庭と学校と社会との緊密な連絡と協調とにより児童の健全な発達を促進し、さらにひいては社会の改良・世界の平和に寄与することにある。」  
「第五条 この会は、第三条の目的を達成するため左の事項を行なう。…(2) 社会改良のため、父母に対する成人教育…(4) 民主教育に対する宣伝啓蒙…」
- 14) 鹿児島県の一市一郡の全小・中学校に、43年 5月 1日現在在籍する教諭・助教諭(校長・教頭・養護教諭を除く)から、「職員録」によって等間隔抽出(4人に1人)した 344名にたいして行なつた郵送によるアンケート調査。回収は 144人、有効票は 142人(41%)である。
- 15) 注 14) にしめした同じアンケート調査の結果では学級 PTA を「参観日など学校行事に付随して行なう」と回答したものは、61%となっている。
- 16) B<sub>PTA</sub> は、教育・学習の場とすべく学級 PTA (PTA スクール)、部落 PTA に力を注いでいる

が、そのための経費を予算にくんでいなかった。ところがPTAスクールなどの印刷費とか、部落PTAの場合の「旅費」など出費がかさみ、大きな赤字になってしまった。(以上ききこみ調査より)

17) B<sub>PAT</sub> 教養委員会 42年度活動計画および実績

目 標	着 眼 点	実績
研 修 視 察 旅 行	(1) 学力向上の為の学習視察	○
	(2) 校庭の美化(緑化推進)	○
	(3) プールの管理及び不使用時期の活用	○
P T A の 全 員 参 加	(1) 部落P T A で呼びかけ全員参加	×
	(2) クラス別・学年別によって集会の持ち方をくふうする	○
	(3) 父親参加を年1～2回実施する	×
部 落 親 子 会 の 運 営 の 徹 底	(1) 部落P T A 研究会モデル地区に五部落を指定・推進	△
	(2) 家庭学習のあり方	○
	(3) テレビの見方	×
	(4) 校外生活の補導	○
講 演 会 の 実 施		○

<注>「実績」については B<sub>PTA</sub> の会報に掲載された総括報告をみて評定した。